

仕 様 書

1. 件名

令和7年度 M I C E誘致戦略見直しに向けた調査等業務委託

2. 目的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、M I C E（※）誘致・開催を推進するためには、M I C E全般に関するマーケティング戦略に基づいた施策を展開していくことが必要である。これについて、国際的な交流が回復し、海外都市との誘致競争が激化する中、戦略的に施策を展開していくため、海外におけるM I C E誘致施策を把握するための調査及び分析を実施する。

（※）M I C E：企業系会議（M：Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I：Incentive Travel）、国際会議等（C：Convention）、展示会・見本市/イベント等（E x：Exhibition / E v：Event）の総称

3. 契約期間

令和7年4月21日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 業務の前提

（1）業務実施計画書の作成

業務の実施に当たり、財団と協議の上、本業務の目的、内容を把握した上で、作業工程、方法、体制等作業実施に当たり必要な内容を詳細に記載した業務実施計画書を履行開始後7日程度で作成し、財団の了承を得ること。

受託者は、提出した業務実施計画書について財団と詳細に協議を行い、財団の承認を受け、委託業務を進めるものとする。

（2）打合せ等

受託者は、財団との定期的な打合せ（月2回程度及び必要に応じて随時）を実施し、業務の進捗状況の報告等を行う。打合せの内容については、その都度、受託者が書面による記録を作成し、打合せ日から5営業日以内に財団に提出し、確認を受けること。

その他、財団が必要とした場合は、受託者は打合せ、電話やメール等により、財団との協議や情報共有等を行うこと。

なお、打合せ等の中で生じた業務に影響を与える質疑、確認事項や課題については、受託者が記録・管理し、財団の確認を受けること。

（3）経費負担

業務を実施するに当たり、撮影や権利関係の処理等に関する調整及び所要経費は全て本契約の契約金額に含むこととする。

6. 委託内容

(1) 全体方針・調査方法

海外都市APAC3か所（又は3ヶ国）について、調査対象都市や調査対象者等を設定し、以下の（2）のとおり業務を行うこと（なお、タイ・バンコクについては別途調査を行っているため調査対象とはしない。）。

各調査については、デスクトップ調査に加え、現地（海外）でのヒアリング調査も行うこと。ヒアリング調査について、当該都市における主要なコンベンションビューロー、主要なMICE施設及び主要なMICE関連事業者に関してそれぞれ1件は必ず実施することとし、対象の選定に当たっては各調査項目の内容を把握するために必要な対象先を設定すること。ヒアリング調査に当たっては、回答主体の発言趣旨や背景状況の把握、参考事例の情報収集、写真撮影及びパンフレットの収集等、調査結果が具体的なものとなるように進めること。

各資料等、報告に当たっては、和訳を提出するとともに、出典を明らかにすること。本委託では、M・I・C・E全てについて対象とすること。また、対象から情報を得られない事項が多い場合には、都市の変更等も可とするが、事前に財団に相談すること。

(2) 調査内容

(ア) 海外都市のMICEと関連する基礎情報

- ① 面積、人口、人口構成、使用言語、主要産業、気候、アクセス（主に海外）、イベント開催時の許可制など関連する法令等
- ② 主要なMICE誘致主体（コンベンションビューロー等）、主要なMICE施設（会議場、ホテル、ユニークベニュー等）及び主要なMICE関連事業者

(イ) 海外都市のMICEに関連する情報

- ① MICEに関する方針、計画、戦略及びトレンド（それぞれ策定の経緯含む）
- ② MICEに関する目標や各種成果指標（その測定手法についても把握すること）
- ③ MICE誘致や開催に関する支援制度・手法（オンライン関連含む）
- ④ 都市の直近のMICE開催による経済波及効果（目標値があれば目標値を含み、計算方法も調査すること）
- ⑤ サステナビリティ及びダイバーシティ&インクルージョンについてMICEに関する施策や、目標及び方針
- ⑥ MICEに関係する第三者認証・国際認証の取得に関する施策や取得支援制度など
- ⑦ MICEに関連して実施している定期的な調査の有無とその内容（施設のMICEでの利用率や、レガシー効果の測定等）
- ⑧ MICEに関するプロモーション手法（デジタルマーケティング含む）及びターゲット設定
- ⑨ MICEに関する人材育成や担い手の裾野拡大の取組
- ⑩ コロナ禍で行われた取組やその後継続して行われている取組

- ⑪ ユニークベニューとして使用される主な施設に関する使用条件、使用事例の詳細及び周辺住民との関係性
- ⑫ ①から⑪に関して、ヒアリング対象が認識する課題と今後の方向性

(ウ) その他、(ア) 及び (イ) に関連する補足情報の調査を行うこと。

(エ) (ア) ～ (ウ) の調査結果に関して「東京都MICE誘致戦略 2023」を踏まえた比較・分析を行うこと。

＜東京都MICE誘致戦略 2023＞

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/basic/tourism/plan/mice/mice2023>

(3) 業務スケジュール

本委託の履行に当たっては、以下のスケジュールを踏まえて、計画を実行すること。

令和7年7月8日 中間報告

令和8年3月4日 最終報告

(4) 業務実施上の留意事項

- (ア) 受託者は、本業務の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解した上で、財団と詳細に協議を行い、財団の承認を受け、遅滞なく円滑に業務を遂行するものとする。
また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、財団と受託者が協議し、決定するものとする。
- (イ) 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。
- (ウ) 本調査の委託者は財団であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
- (エ) 財団の調査であることを理由に、協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- (オ) 可能な限り、各調査対象者の協力を得よう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、感情を害さないよう十分に配慮すること。

7. 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

8. 成果品及び提出期限

以下の成果品を、財団の指定する場所に納入すること。

- (1) 報告書（紙媒体） 7部

納入期限（校正含む） 令和8年3月4日

規 格	大きさ : A 4 色 : カラー刷り 使用材料 : (表紙) 再生上質紙 A判 90kg (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg 仕立 : くるみ表紙、無線とじ その他 : 背文字あり、奥付あり、頁番号あり
その他	校正 : 2回程度 使用する用紙及びインキは、別紙1「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様(水準1)」のとおり、印刷物に関する環境配慮仕様【水準1】を満たすものとする。

(2) 中間報告書(紙媒体) 4部

A 4・カラー・横書きとする

納入期限 令和7年7月8日

(3) (1) 及び (2) の電子データ 2式

(ア) ファイル形式

報告書の電子データは、Microsoft 社製 Word・Excel・PowerPoint 等により編集可能な形式及び PDF ファイルとする。

(イ) 格納媒体

格納媒体は原則 CD-R 又は DVD-R とする。また、収納ケース、CD-R 等に、委託年度及び委託件名を付記すること。納入期限は(1) 及び (2) と同じとする。

(4) 成果品は、東京都及び財団に帰属するものとする。

(5) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、9 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

1 2. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。
＜東京都個人情報取扱事務要綱＞
https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf
＜保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ＞
https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf
＜個人情報に関する特記仕様＞
https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
＜電子情報処理業務に係る標準特記仕様書＞

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
 - (ア) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - (イ) 本事業の調査を通じて得た調査対象者の氏名/メールアドレス など
 - (ウ) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり 9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。
 - (ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 4. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

1 5. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 電 話：03-5579-2684
--